

## 就業環境改善に取り組みたい方を募集します

### 「快適トイレ」や「仮設施設」で就業環境改善してみませんか？

女性農業者・若手農業者の働きやすい環境整備を目的に、農業施設等の敷地内に「快適トイレ」や「仮設施設」を設置し、施設等のレンタルにより実際に利用してもらうことで、導入効果や課題を検証し、今後の普及対策や本格導入に向けた検討を行います。

#### 「快適トイレ」とは

洋式便座でゆったり座れるだけでなく、水洗機能やし尿処理装置、臭い逆流防止機能などが付いており、臭いを気にせず、男女ともに快適に使える仮設トイレです。  
フックもしくは荷物置き場、二重ロックなどの施錠機能や照明、鏡付き洗面台など、利用しやすい機能が装備されています。

#### 「仮設施設」とは

休憩室（2～3坪程度）、更衣室などを想定しています。  
※その他希望する施設等があればご相談ください。

## 1. 事業概要

- (1) 事業期間：令和8年5月上旬 から 令和8年12月25日  
（設置期間は利用者と協議のうえ、上記期間のうち継続する1～6か月間程度）
- (2) 施設の設置・撤去・レンタル費用は本市が負担  
（1 施設をレンタルする金額の上限は、希望する施設により判断します。）
- (3) 施設利用に係る消耗品及び利用中・撤去時の汲み取り費用、施設の維持・管理・水道光熱費が発生する場合は利用者負担

## 2. 事業対象者

事業期間内において、次のすべての事項を満たす者。

- (1) 新潟市西区において認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けている個人・法人  
または 2/3 以上が認定農業者を取得している3戸以上の団体
- (2) 女性農業者・若手農業者（45歳未満）又は、女性農業者・若手農業者を雇用する者（パート・アルバイト含む）
- (3) 当該施設の設置場所を自ら確保し提供できる者（仮設トイレの場合は 2.5m×2.5m程度の広さが必要）
- (4) 本市と当該施設の使用貸借契約を締結し、自ら適切に管理するとともに、利用状況や課題等を記録し、事業完了後に本市が求める報告書類の提出に協力できる者
- (5) 令和6年度・令和7年度の仮設トイレモデル設置事業の採択回数が1回以下の者  
**※これまでに2度、採択されたことがある者は対象外となります。※**

### 3. 募集方法

令和8年4月9日（木）までに「要望書兼申請書」を提出（FAX・E-mail可）  
また、団体での申請の場合は、「要望書兼申請書」に加えて「構成員名簿」をご提出ください。

応募者多数の場合は、次の採択基準により対象者を選定させていただきます。

《採択基準》

- ① 「西区農業女子のすゝめ」参加者を優先採択した後、当該施設を利用する女性農業者・45歳未満の若手農業者の人数が多い者から順に、予算の範囲内で採択する。
- ② これまでに仮設トイレモデル設置事業を利用していない方を優先して採択をする。
- ③ 上記利用者が同数の場合は、応募日時点において、農地基本台帳の経営面積が大きい応募者を優先採択する。

### 4. 申し込み・問い合わせ先

西区役所農政商工課 農業振興係（担当：白井・柳澤）

TEL：025-264-7610

FAX：025-269-1660

E-mail：nosei.w@city.niigata.lg.jp